

第5次富山県障害者計画（素案）における主な施策（10月時点）

計画の構成と主な項目		課題	第5次計画に新たに盛り込む施策	
I 社会基盤・生活環境	1 理解の促進 2 差別解消、権利擁護・虐待防止 3 コミュニケーション 4 住みよい生活環境 5 安心なまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>依然として障害のある人に対する差別があると感じている人が多い。</li> <li>法や県の条例に基づき、障害者の権利擁護や差別の解消等に取り組む必要がある。</li> <li>読書バリアフリー法に規定する計画を定める必要がある。</li> <li>コロナ禍を踏まえ、新たな感染症に対する備えが必要である。</li> <li>命の重さや心のバリアフリーについて、社会全体で再確認し共有する必要がある。</li> <li>社会のあらゆる場面で、バリアフリー化やアクセシビリティの向上が求められている。</li> </ul> <p>⇒より多くの人に障害や障害のある人に対する理解を浸透</p>	1 理解の促進 ・障害のある人にかかわるマークの理解促進（ヘルプカードの追加） 2 差別解消、権利擁護・虐待防止 ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会及び虐待防止責任者の設置、虐待防止研修の実施 ・強度行動障害を有する者の支援研修の実施 3 コミュニケーション支援 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づく施策の実施 ・読書バリアフリー法に基づく、視覚障害者等の読書環境の整備推進 4 住みよい生活環境 5 安心して暮らせるまちづくり ・特定道路上にある踏切道における視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・医療的ケア児に対する災害時に備えた体制の整備 ・コロナ禍での経験を踏まえた平時からの事業継続計画等の作成等の体制整備支援	
	II 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行や地域生活支援のため、引き続きサービス提供体制の充実を図る必要がある。</li> <li>発達障害、高次脳機能障害、難病など多様な障害への理解と対応が求められている。</li> <li>障害のある人の高齢化や重度化・重複化への適切な対応が必要。</li> </ul> <p>⇒より高度・専門的な保健・医療体制</p> <p>⇒多様性・特性に応じた対応、地域での受入体制を構築</p>	1 質の高い保健・医療体制の充実 →引き続き、障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるように地域医療体制等の充実を図るとともに、障害の原因となる疾病の予防、治療。精神保健・医療体制の整備、保健・医療人材の育成・確保に努める。	
	III 障害福祉サービス	1 相談支援体制 2 障害福祉サービスの充実 3 施設整備・機能充実 4 質の高い障害福祉サービス	<p>⇒より高度・専門的な保健・医療体制</p> <p>⇒多様性・特性に応じた対応、地域での受入体制を構築</p>	1 相談支援体制 ・ピアサポーターの育成、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化 ・地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成推進 ・県リハ設置の医療的ケア児等支援センターにおける支援 2 地域生活を支援する障害福祉サービス ・医療的ケア児に関する短期入所やレスパイトの受け入れ態勢の強化 ・関係機関による支援ネットワークや支援ガイドライン作成によるヤングケアラー支援 3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用 ・職員の生産性の向上を図るためのICT機器や介護ロボットの導入支援 4 質の高いサービスの提供 ・障害児入所施設の円滑な移行調整のための協議の場の設置 ・意思決定支援の質の向上を図るための専門職員の養成研修の実施、意思決定支援ガイドラインの普及促進
	IV 社会参加	1 子どもの教育・育成 2 雇用・就労 3 社会参加活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>個性や障害特性に応じた教育の推進が必要</li> <li>医ケア児や難聴児に対する療育体制の整備が必要</li> <li>障害者の就労支援の充実や工賃向上の取組が必要。</li> <li>障害者文化芸術推進法に定める計画策定を通しより障害者芸術の振興を図ることが必要</li> </ul> <p>⇒あらゆる面で障害のある人の社会参加を促進</p>	1 障害のある子どもの教育・育成 ・障害のある子どもとない子どもが地域の学校でともに学ぶためのインクルーシブ教育推進員の配置 ・保育所等における医療的ケア児受け入れのための体制整備への支援、研修実施 ・難聴児に対する各種専門機関と連携した支援体制の整備 2 雇用・就労の促進 ・特別支援学校の生徒の就労支援に協力する企業を登録し、様々な情報を提供、就労を強化 ・雇用ゼロ企業をはじめ法定雇用率未達の企業に対し障害者雇用セミナー等を実施 ・工賃の向上や就労先の充実に努める農福連携コーディネーターを配置 3 社会参加活動の促進 ・障害者文化芸術推進法の趣旨に基づく施策の実施